

公

告

次のとおり入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行するので、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定により公告します。なお、この公告における用語等及び本件入札についての基本事項については、建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号・令和8年4月1日改正。以下「定義・基本公告」といいます。）の適用があります。

令和8年10月5日

高松市長 大西秀人

1	工事名	史跡高松城跡本丸南面石垣解体工事
2	工事場所	高松市玉藻町地内
3	工事の種類	土木一式工事又は石工事
4	工事の概要	別表第1のとおりに
5	工期	契約締結日から令和9年3月17日まで
6	入札の区分	価格競争
7	入札に参加することができる者	単体企業
8	予定価格	事後公表
9	最低制限価格	設定する 事後公表
10	支払条件	○前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。） ×部分払 ○しゅん工払
11	入札保証金	免除する
12	契約保証金	納付を要する（代替方法有り）
13	入札に参加する者に必要な資格	
	基本要件	単体企業共通資格
	営業所の所在地要件	なし
	業種登録・格付・決定数値	市内企業にあつては土木一式工事・A等級若しくはB等級又は石工事、準市内企業及び市外企業にあつては土木一式工事・780点以上又は石工事
	元請又は一次下請施工実績	国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、国指定の城跡内における石垣修理（復元を前提とした解体又は積み直しをいう。以下同じ。）の工事又は石垣修理を含む史跡整備工事で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が1,200万円以上のもの（過去15年（一次下請としての施工実績にあつては7年）以内のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工は、施工実績として認めない。 ※JV実績可

	配置技術者	法定の専任基準による監理技術者（土木工事業又は石工事業）又は主任技術者（土木工事業又は石工事業）
	特定建設業の許可	法定基準による
	他案件との関係での 応札・落札の制限	重複応募禁止 別表第2に掲げる案件相互間
14 設計 図書等の 閲覧及び 交付等	設計図書等の閲覧を することができる期 間	令和8年10月5日から同月28日まで（休日を除く。）
	設計図書等の電子入 札システム利用によ る閲覧及びダウンロ ードの期間	令和8年10月5日から同月28日午後5時までの かがわ電子入札システム稼働時間中
	設計図書等について の質問事項を記載し た書面の電子入札シ ステム利用による提 出期間	令和8年10月5日から同月19日午後4時までの かがわ電子入札システム稼働時間中（紙での提出の 場合は別途）
	提出された質問及び これに対する回答を 記載した書面の電子 入札システム利用に よる閲覧及びダウン ロードの期間	令和8年10月21日から同月28日午後5時までの かがわ電子入札システム稼働時間中（初日に限り、 午後1時までに閲覧開始）
15 入札 書等の提 出	入札書の提出期間	令和8年10月23日から同月28日午後5時までの かがわ電子入札システム稼働時間中（紙入札での 参加の場合は別途）
	入札（開札）日	令和8年11月2日
	入札書に添付する提 出書類	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・ 配置予定技術者確認資料）（様式第1号）
	落札候補者の提出書 類	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・主任技術者兼務届 ※該当の場合のみ ・委任状（営業所への委任）※該当の場合のみ ・営業証明書 ※該当の場合のみ ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 の写し ※該当の場合のみ
16	入札参加資格の事前確認の日	令和8年10月29日
17	契約の締結	市議会の議決を要しない
18	建設リサイクル法	非対象工事
19	補則	（1） 本案件は、高松市週休2日モデル工事实施要 領に定める週休2日モデル工事（発注者指定 型）である。 （2） 契約工期の2週間前までに現場作業を完了す ること。 （3） 本工事に当たっては、本工事と近接又は競合 して施工される工事の受注者と十分な工程調 整等を行うこと。

	<p>(4) 本工事の工程等の設定に当たっては、高松市立玉藻公園の指定管理者及び文化財課と十分な打合せ及び調整を行うこと。</p> <p>(5) 入園者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。</p>
--	---

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「15 入札書等の提出」の項の「落札候補者の提出書類」の細項目において「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※該当の場合のみ」とは、建設工事に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和6年高松市告示第799号）第7項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを有効期間とする決定数値の再算定及び再格付けに係る申請期間及び方法等について定める件（令和7年高松市告示第710号）第1項第2号ア（ア）の規定により、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間のもの。）の写しを提出していない者が提出する場合をいう。この場合、審査基準日が2以上あるときは、そのうちの直近の日（以下「直近基準日」という。）に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出しなければならない。なお、既に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出している者は、次の区分に応じた決定数値を採用する。
 - (1) 直近基準日に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出した場合
定義・基本公告12(7)の規定にかかわらず、当該通知書によるものとする。
 - (2) (1)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出しなかった場合
既に提出した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書によるものとする。
- 3 積算に当たっては、設計書表紙の「単価適用」、「設計書作成」等を確認すること。
- 4 高松市工事請負契約約款第21条第1項の規定により、受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができるので、監督員に申し出ること。
- 5 高松市工事請負契約約款第25条において、全体スライド、単品スライド及びインフレスライドに関する規定を設けているので、要件に適合する場合は、これらの制度を活用すること。

別表第1（工事の概要）

石垣解体準備工 一式

石垣解体工 一式

石垣解体 23.3 m²

栗石撤去 18.9 m²
仮設工 一式

別表第2（重複応募禁止案件）

史跡高松城跡本丸南面石垣解体工事
名勝披雲閣庭園北門等改修工事